

第16回 山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議

日時：令和2年6月17日（水曜日）15時から

場所：山陽小野田市役所 3階 大会議室

<次第>

1 報告事項

2 協議事項

(1) 6月19日から7月9日までの施設利用について

(2) その他

山口県内での発生状況（6月16日18時現在）

（1）山口県での感染者数 37人（入院等1人 退院36人）

（市町別）

●下関市	6件
●宇部市	1件
●山口市	8件
●防府市	3件
●下松市	6件
●岩国市	3件
●光市	4件
●周南市	5件
●山陽小野田市	1件

※5月5日周南市での陽性反応以降、県内では陽性反応はなし

（2）PCR検査の状況について 累計1,938件

月日	曜日	実施件数	陽性件数
6月8日	月	13	0
6月9日	火	15	0
6月10日	水	13	0
6月11日	木	12	0
6月12日	金	16	0
6月13日	土	7	0
6月14日	日	8	0
6月15日	月	9	0

（3）相談件数 28,067件（1月31日から6月14日まで）

急患診療所における発熱外来及び平日夜間内科診療について

新型コロナウイルス感染症の対応として、地域医療体制の確保のため発熱外来を設置していましたが、山口県内では5月5日に37例目が発生して以降、新規感染者が発生しておらず、国の緊急事態解除宣言も行われたため、一旦、発熱外来を休止し、平日夜間内科診療を再開することとします。

●発熱外来休止日 : 令和2年6月20日(土)

●平日夜間内科診療再開日 : 令和2年6月22日(月)

※診療日時は月～金曜日 19時から22時30分

【経緯】

5月18日 山陽小野田市発熱外来開始

5月25日 国の緊急事態解除宣言が行われる

5月26日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部解散

5月26日 発熱外来運営協議会開催

感染状況を考慮して、発熱外来休止及び平日夜間診療再開を検討

6月15日 市広報にて発熱外来休止及び平日夜間診療再開を周知

【発熱外来実績】

・受診者数 : 12人(5月18日～6月15日【25日間】)

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- 感染拡大の兆候やイベント等でのクラスターの発生があった場合、イベントの無観客化や延期、中止等も含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。
- 今後、感染状況等に変化がみられる場合、段階的解除の目安の変更や必要な対策等を通知。

＜基本的な考え方＞

時期		収容率	人数上限
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	屋内	50％以内	100人
	屋外	十分な間隔 *できれば2 m	200人
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	屋内	50％以内	1000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2 m	1000人
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	屋内	50％以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2 m	5000人
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目標 *ステップ③から約3週間後	屋内	50％以内	上限なし
	屋外	十分な間隔 *できれば2 m	上限なし

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

外出自粛の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出自粛の強化等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期	外出自粛	
	県をまたぐ移動等	観光
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	△ * 不要不急の県をまたぐ移動は避ける（これまでと同じ）。	△ * 観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保
ステップ① 6月1日～	○ * 一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に。	
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後		△
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後	○	* 観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保 * GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～）
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 * ステップ③から約3週間後		○ * GoToキャンペーンによる支援

6月19日から7月9日までの施設利用について

1 主な利用条件

- 「県内のみの利用」を解除する。
- 屋内貸館施設については、引き続きソーシャルディスタンスを踏まえ、施設ごとに人数制限を行う。
- 屋内運動施設の利用について、「100人以下、かつ収容人数の半分以上」を「収容人数の半分以上、かつおよそ2mの距離が確保できる人数」とする。
- 屋外施設の利用について、「200人以内での利用」を「1,000人以内での利用」とする。

2 1に加え利用の一部を制限する施設

No	担当部	施設名	19日からの制限内容	18日までの制限内容
1		市民体育館	6月22日(月)から以下の条件付きで利用再開 利用時間を2時間ごとに区分し、1区分の利用人数を10人以下とする。 17時以降は利用休止する。 距離確保のため一部器具の使用制限、利用者による器具使用後の消毒等の感染防止対策を実施する。	利用休止 他県において、クラスターが発生した事例があり、運動器具使用後の完全な消毒対応が困難であるため。
		楽屋1、スタジオ	利用休止 室内に窓が設置されていないため、換気が十分にできないため。	利用休止 室内に窓が設置されていないため、換気が十分にできないため。
2	市民部	不二輸送機ホール	利用制限 利用時間を3時間以内、利用人数240人以下(固定席746の1/3程度)とする。	利用制限 利用時間を3時間以内、利用人数を100人以下かつ収容定員の半分以上とする。
		小ホール	利用制限 利用時間を3時間以内、利用人数を60人以下とする。	利用制限 利用時間を3時間以内、利用人数を60人以下とする。
3		調理室	利用制限 1利用につき3時間以内、利用人数を12人以下とする。 器具使用後の消毒、試食は横一列で短時間とするなど「新しい生活様式」の実施。	利用休止 調理後の会食において感染防止対策の徹底が困難であるため。
		文化ホール	利用制限 利用時間を3時間以内、利用人数140人以下(固定席436の1/3程度)とする。	利用制限 利用時間を3時間以内、利用人数を100人以下かつ収容定員の半分以上とする。
4		風呂、休養室 及び倶楽部研修室	時間制限を解除する。	利用制限 利用時間を2時間程度とする。
		屋内での飲食	利用制限 食事は、一列で短時間とするなど「新しい生活様式」の実施。	利用制限 水分補給を除く会食禁止。感染防止対策の徹底が困難であるため。
	福祉部	キッズキッチン	利用休止 幼児を対象としていることから、調理後の会食において感染防止対策の徹底が困難であるため、利用休止を継続。ただし、水分補給は可。	利用休止 会食において感染防止対策の徹底が困難であるため、また、開放することによって利用者が飲食を行うことを避けるため。
5		キッズキッチン以外	利用制限 利用時間を午前、午後の2部に分け、10組までの予約制とする。 利用する時間は最大2時間とする。	利用制限 利用時間は午前、午後の2部に分け、8組までの予約制とする。 利用する時間は最大2時間とする。
6		児童館	利用制限 幼児を対象に含むことから、感染防止対策の徹底が困難であるため、食事を伴う活動は禁止。ただし、水分補給は可。	利用制限 食事を伴う活動の禁止。 利用時間を2時間程度とする。

No	担当部	施設名	19日からの制限内容	18日までの制限内容
7		公民館	利用制限 1利用につき3時間以内、利用人数を8人以下とする。 器具使用後の消毒、試食は一列で短時間とするなど「新しい生活様式」の実施。	利用休止 調理後の会食において感染防止対策の徹底が困難であるため。
			利用休止 室内に窓が設置されていないため、換気が十分にできないため。	利用休止 室内に窓が設置されていないため、換気が十分にできないため。
8	教育委員会	きらら交流館	【6月30日(火)から】条件付きで利用開始 1利用につき3時間以内、利用人数を16人以下とする。 器具使用後の消毒、試食は一列で短時間とするなど「新しい生活様式」の実施。	利用休止 調理後の会食において感染防止対策の徹底が困難であるため。
			【6月30日(火)から】条件付きで利用開始 3人までの利用とする。	利用休止 室内に窓が設置されていないため、換気が十分にできない。
9		中央図書館	利用制限 半数の利用に限る。	利用制限 半数の利用に限る。
			利用制限 個人ブースの3／5席及び、複数人ブースを利用不可。 「3密」回避及び、ソーシャルディスタンスの確保をするため。	利用制限 個人ブースの3／5席及び、複数人ブースを利用不可。 「3密」回避及び、ソーシャルディスタンスの確保をするため。
10	経済部	商工センター	利用制限 水分補給を除く会食禁止。感染防止対策の徹底が困難であるため。	利用制限 水分補給を除く会食禁止。感染防止対策の徹底が困難であるため。
11		勤労青少年ホーム (小野田、山陽)	公民館の利用条件と同様とする。	公民館の利用条件と同様とする。

「10万円」給付5割超

◆特別定額給付金の各市町の支給状況(12日現在)

	対象世帯数	給付済み世帯数	給付率(%)	問い合わせ先
下関市	13万439	1万3428	10.3	083・228・0484
宇部市	7万9629	6万5156	81.8	0836・34・8455
山口市	8万9767	2万3533	93.1	083・902・0921
萩市	2万3246	2万846	89.7	0838・21・5030
防府市	5万7587	5万1549	89.5	0835・25・2543
下松市	2万6379	8571	32.5	0833・45・1770
岩国市	6万5624	506	0.8	0800・200・0975
光市	2万3432	2万999	89.6	0833・74・3015
長門市	1万5957	1万4377	90.1	0837・27・0224
柳井市	1万5658	1万4076	89.9	0820・22・2130
美祢市	1万965	1万83	92.0	0837・52・9219
周南市	6万7042	5648	8.4	0834・22・8839
山陽小野田市	2万8985	2万6604	91.8	0836・81・5670
周防大島町	8967	8256	92.1	0820・74・1000
和木町	2703	2139	79.1	0827・52・2136
上関町	1511	1448	95.8	0820・62・0311
田布施町	7038	6075	86.3	0820・25・1033
平生町	5535	5237	94.6	0820・56・7221
阿武町	1560	1502	96.3	08388・2・3110
県計	66万2024	36万33	54.4	

山口市93%、岩国市1%未満

新型コロナウイルスの経済対策として、1人一律10万円が支給される「特別定額給付金」について、県内全体の給付率は12日現在で5割を超えたことが、全19市町のまとめで分かった。山口市や阿武町はすでに90%に達した一方、岩国市や周南市は10%未満にとどまっており、市町間で差が生じている。

(長野浩一)

給付率は対象世帯(未申請も含む)に占める給付済みの割合。各市町が県を通じて国に回答した。それによると、県内の対象66万2024世帯のうち、36万33世帯への支給が済み、給付率は54.4%だった。人口10万人以上の6市の給付率をみると、山口市が93.1%でトップで、防府市89.5%、宇部市81.8%と続いた。岩国市は0.8%にとどまり、周南市も10%未満で、大きな開きがある。

山口市は、給付金の申請書類の印刷・発送業務について、税務書類の発送などを業務委託したことがある。県内業者が発注。振込先などの入力作業は慣れた職員に担当させた。担当者は「複数の要因がうまく組み合わさって、迅速な給付につながった」としている。一方、岩国市は16日、全体の約46%にあたる約6万1000人分を振り込み、26日までに大部分の申請者に支給できる見込み。周南市も今週中に全体の約17%に当たる約1万1500世帯に支給する予定。下関市は郵送での申請分の支給を今月中下旬に始める方針を示している。

県内ではマイナンバーカードが必要なオンライン申請ではなく、郵送での申請が中心だが、各市町による、運転免許証や振込先口座の通帳のコピーといった

すこやか

お誕生日おめでとう。優しいお兄ちゃんになってね。

周南市
大樹さん、清香さんの次男



2019年6月17日生まれ

県内の飛来予測

PM2.5	きょう	黄砂
やや多い	6~12時	少ない
やや多い	12~18時	少ない
やや多い	18~24時	少ない
やや多い	あす	少ない

予測システム「スプリンターズ」のデータを基に作成

お出かけは中国5県内

知事会、各県民にメッセージ

道県への移動自粛も解除されるが、各県民ができるだけ中国地方内を巡ること、地域経済の立て直しにつなげる狙いがある。知事会が5月27日のウェ

ブ会議で、県民に求めている。箱を設置。未開封の布マスクや使い捨てのマスクのほか、透明な袋に入れた手作りのマスクも募集している。足は緩和されつつあるが、必要とする方々に一枚でも多く届けたい」と協力を呼びかけている。郵送でも受け付けてお